

2025年12月12日

日本郵便株式会社

東海支社

愛知県 名古屋中郵便局における不適正な認証事務の発生について

東海支社(愛知県名古屋市中村区、支社長 大角 聰)受持区域内の名古屋中郵便局において、郵便法に基づく郵便認証司^{※1}による特別送達^{※2}郵便物の認証事務について、不適正な認証が行われていたことが判明したので、お知らせします。

お客様をはじめ関係者の皆さんにご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、社員指導を徹底してまいります。

1 発生局

名古屋中郵便局（愛知県名古屋市中区大須 3-1-10）

2 概要

行為者（郵便認証司）は、自身が配達した特別送達郵便物7件について、郵便送達報告書^{※3}の郵便認証司欄に他の社員の記名・押印を行い、同書類を作成^{※4}していました。（配達担当者欄は自身の記名・押印を実施、当該行為に関わった社員は2名）

3 発覚の端緒

2025年9月中旬、社内調査により、当該局の郵便送達報告書の認証事務に疑義が生じ、事実確認を行ったところ、本件が発覚しました。

4 お客様対応

差出人さまに連絡を取らせていただき、お詫びの上、お客様のご意向に沿って対応させていただきます。なお、特別送達郵便物については受取人さまに配達されていたことを確認しています。

5 その他

2025年11月7日（金）、総務省に本件の報告を行いました。

本件発覚後、当該局において不適正な認証事務は是正していますが、今般の事案を受けて、コンプライアンス指導を徹底するとともに、チェック機能の体制強化に努めてまいります。

※1 「郵便認証司」とは、郵便法に基づき内容証明及び特別送達の認証を行う者（みなし公務員）であり、認証事務に関し、必要な知識及び能力を有する者から、総務大臣が任命した者をいいます（郵便法第58条（郵便認証司の職務））。

※2 「特別送達」とは、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により送達し、その送達の事実を証明するものです。

※3 「郵便送達報告書」とは、特別送達郵便物を送達したとき、送達に関する事項（送達の場所、送達年月日時、送達方法、配達担当者等）を記載して、郵便認証司による認証後、差出人に送付するものです。

※4 刑法第155条（公文書偽造等）に該当。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 東海支社

コミュニケーション改革部 総務担当

電話：（直通）052-446-8210